

**「海外留学実践体験研修（米国コース、アジアコース）」及び
「海外ファームステイ等実践体験研修（オセアニアコース）」
業務委託企画提案競技実施要領**

宮崎県教育庁高校教育課

令和 7 年度に宮崎県が実施する「世界とつながる高校生海外留学支援事業」における「高校生海外派遣事業」のうち、「海外留学実践体験研修（米国コース、アジアコース）」及び「海外ファームステイ等実践体験研修（オセアニアコース）」に係る委託先事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画提案競技を実施する。

1 業務名

「海外留学実践体験研修（米国コース、アジアコース）」及び「海外ファームステイ等実践体験研修（オセアニアコース）」業務

2 委託業務の内容

別紙「海外留学実践体験研修（米国コース、アジアコース）」及び「海外ファームステイ等実践体験研修（オセアニアコース）」業務委託仕様書のとおり。

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 委託契約額の上限

45,677,500 円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。
金額には、委託業務の履行に要する全ての経費を含む。
なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

5 委託先の選定

企画提案競技方式で実施することとし、審査の上、委託先を決定する。

6 参加資格

本業務に関する企画提案競技参加者は、次に掲げる参加資格の要件の全てを満たしている者とする。

- (1) 本業務の実施に当たって、県の求めに応じて、即時に対応できる体制を整えていること。
- (2) 本業務の実施に当たって、行政、教育関係機関、企業等の関係機関との連携体制がとれること。
- (3) 「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）」第 2 条に規定する入札参加資格を有する者
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者

い者

- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者
- (8) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がない者
- (9) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (10) 高校生の留学支援に取り組んだ実績のある者又は提案時点において取り組んでいる者

7 企画提案競技に関する事前説明会（参加必須）について

企画提案競技の実施にあたり、次のとおり説明会を実施する。

- (1) 日時 令和 7 年 6 月 20 日（金） 午後 3 時から
- (2) 場所 宮崎県防災庁舎 防 58 号室
- (3) 提出方法 事前説明会参加申込書（様式第 1 号）を令和 7 年 6 月 17 日（火）正午までに電子メールにて提出すること。
- (4) 提出先 下記 16 を参照

8 質問受付

企画提案競技に関する質問がある場合は、次により行うこと。

- (1) 受付期限
令和 7 年 6 月 27 日（金）正午まで
- (2) 質問方法
企画提案競技質問書（様式第 6 号）を電子メールにて提出すること。
- (3) 提出先
下記 16 を参照
- (4) 回答方法
質問への回答は、軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書を提出した全ての者に電子メールで送付する。（質問者名は公表しない。）

9 企画提案競技への参加申込みについて

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（様式第 2 号）を提出するものとする。

- (1) 提出先：下記 16 を参照
- (2) 提出方法：電子メールにて提出
- (3) 提出期限：令和 7 年 7 月 1 日（火）正午まで

10 企画提案書等の提出

- (1) 提出先：下記 16 を参照
- (2) 提出方法：持参又は送付（送付の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）
- (3) 提出期限：令和 7 年 7 月 16 日（水）正午まで（必着）※送付の場合も同様
- (4) 提出書類
 - ア 見積書（各委託業務の積算内容が分かるように記載すること） 1 部
 - イ 会社概要 1 部
 - ウ 業務実績（過去 5 年以内の県及びその他の地方公共団体等との契約実績）

1 部

エ 提案書（正本に様式第 4 号を添付すること）正本 1 部、副本 4 部

オ 誓約書（様式第 5 号）

カ 参考資料やカタログ等（必要に応じて）5 部

11 企画提案競技の実施方法

提出された企画提案書をもとに複数の審査委員による書類審査を行う。審査は、以下の項目について評価を行う

審査項目	審査基準
業務理解度	本業務の趣旨について十分に理解し、事業目的に沿った提案がされているか。
企画構成	・生徒選考基準が事業目的に沿った内容で、明確に示されているか。 ・全体を通して、将来を担うグローバル人材の育成等に繋がる企画となっているか。
実施体制	・責任者や役割分担等が具体的に示され、県の要請に応じて即時の対応ができる体制が整っており、本業務を確実に履行できるか。 ・留学支援に関する国または地方自治体からの受託経験やノウハウを有しているか。 ・現地での柔軟な運営が可能か。 ・求めている成果を実現するためのスケジュールが示されているか。
業務実績	・これまでの類似業務の実績によりノウハウが蓄積されているか。
経費の見積 内容 積算根拠の 妥当性	・経費の積算が提案内容に対し、妥当なものとなっているか。 ・また、経費の節減が図られているか。 ・提案価格に優位性はあるか。 (1 - 提案価格 / 契約上限額) × 配点 ※小数点以下切り捨て
独自の提案 事項	その他企画内容が優れ、特に評価すべき内容があるか。

12 選定結果の通知

令和 7 年 7 月下旬（予定） 採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

13 契約締結等

- (1) 採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。なお、契約手続に要する費用は、受託者負担とする。
- (2) 受託候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。
- (3) 契約保証金は、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

14 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者又は上記 6 の要件を満たさなくなった者
- (2) 参加申込書、企画提案書に虚偽の記載をした者
- (3) 2 件以上の企画提案をした者
- (4) 事前説明会に参加しなかった者
- (5) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者
- (6) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
- (7) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した者
- (8) 二人以上の代理人をした者
- (9) 見積書について、金額、氏名若しくは重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をした者

15 その他

- (1) 提案は 1 者 1 案とし、企画提案に要する一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提案内容は可能な限り具体的に記載すること。なお、提出された提案書及び資料は返却しない。
なお、県は、提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 企画提案競技への参加申込み後に辞退を申し出る場合は、辞退届（様式第 3 号）を提出すること。
- (4) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (5) 本委託業務による成果品については、必要に応じて公開するものとする。
- (6) 見積額については、県と受託候補者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (7) 実施要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。

16 問合せ先・書類提出先

〒880-8502 宮崎市橘通東 1 丁目 9 番 10 号

宮崎県教育庁高校教育課 高校教育・学力向上第二担当

電 話：0985-24-1133（直通）

電子メール：kokokyoiku@pref.miyazaki.lg.jp